

# 狹山市店舗・住宅改修工事費補助金申請要領

2023年6月1日以降の改修工事着工で2024年3月31日までに完了する店舗及び住宅の改修工事を、市内の施工業者を利用して行う場合、改修費用の一部を市で補助いたします。

## 1. 申請資格（すべてに該当する方）

- 申込み日現在、納期の到来している「市税」（固定資産税・都市計画税、市県民税又は、法人市民税、国民健康保険税、軽自動車税）を完納している方であること。
- 申請対象となる店舗、空き店舗又は住宅は、市内に存在するもので、次の要件のいずれかに該当すること。
  - (1) 申請者が所有し、自らが営業している店舗又は営業しようとする空き店舗
  - (2) 申請者が所有し、貸し出している店舗又は貸し出そうとしている空き店舗
  - (3) 申請者が賃借し、自らが営業するための店舗又は空き店舗
  - (4) 申請者が所有し、又は賃借する自らが居住するための住宅
- 対象となる改修工事については、補助金交付決定後に施行し、2024年3月31日までに終了する工事であること。また、市で実施している他の補助制度（同じ工事を対象としたもの）を活用しない工事であること。

## 2. 補助対象となる店舗

市内で事業を営む店舗（事業所）。申請者は、基本は事業を営む人（法人）で、賃貸店舗の場合は所有者の承諾書が必要となります。なお、賃貸店舗の場合、賃借者（事業を営んでいる人）の承諾の上で所有者が申請者となることもできます。

## 3. 補助対象となる空き店舗

市内の空き店舗で新たに事業（※）を営む計画のある空き店舗。申請者は、当該空き店舗の所有者又は、空き店舗を賃借し事業を新規に営む予定の人（法人）で、賃借者が申請する場合は、所有者の承諾書が必要となります。

※小売業、飲食業その他商店街の活性化に寄与すると市長が認める業種を営業することが要件となります。

## 4. 補助対象となる住宅

狹山市在住の方が居住する個人住宅。集合住宅の場合は、個人の専用部分とする。又、賃貸住宅は、所有者の承諾書が必要となります。

## 5. 補助対象となる工事

市内の施工業者（市内に事業所を有し店舗・住宅の改修を行っている民間業者）が行なう20万円（税別）以上の改修工事であること。本補助の交付決定後に工事の着工をし、2024年3月31日までに工事が完了し実績報告書類を提出すること。（但し、抽選により交付対象の待機者となった工事が繰り上がって交付対象工事となった場合は、交付決定前の着工も補助対象となります。）

- 改修工事の例・・・といの改修 外壁の改修 床の改修 内壁・天井・間仕切りの改修 浴室・台所・トイレなどの改修。玄関・居室などの間取り変更等で、建築確認の必要がない簡易な改修（耐震目的を含む）。 空き店舗の、新規出店を可能にするために行う住宅と店舗の共有部分を分離する改修。

- 補助該当にならない工事・・・増築・改築などの床面積が増える工事（建築確認が必要）防蟻・防虫処理 外構 カーポートなどの車庫 物置等の工事。単なる、エアコン・給湯器・キッチンなどの交換（リフォーム改修に含まれている場合は補助対象となります）、手すり・火災報知機等の新設・取り付け。

## 6. 補助金の額（住宅分の予算総額 350 万円、店舗・空き店舗分の予算総額 300 万円）

住宅の場合、改修工事に要した税抜き費用（当初見積額の範囲内）のうち、5%に相当する額、又は予算残額のどちらか少ない額で 10 万円を限度とします。

店舗の場合、改修工事に要した税抜き費用（当初見積額の範囲内）のうち、10%に相当する額、又は予算残額のどちらか少ない額で 30 万円を限度とします。

なお、補助額は、千円未満を切り捨てたものとします。値引き等で工事金額が減額された場合は補助金額も減額しますが、追加工事があった場合でも補助金額は増額しません。

※店舗併用住宅の場合、改修工事を行う総面積の割合により、店舗・住宅の補助区分を決定します。

また、市外在住の方が併用住宅の改修を行う場合、住宅の改修に係る費用は補助対象となりません。

## 7. 募集期間

**2023 年 4 月 17 日から 2023 年 5 月 8 日まで** 予算がある場合は延長します。

●申請が予算額を超えた場合は、抽選で交付対象者を決定

●申請が予算額に達しない場合は、5 月 11 日以降から 2024 年 3 月 15 日まで受付（予算額に達した時点で終了。なお、予算枠の一方が募集期間中に予算額を超え、もう一方が 9 月末時点でなお予算に残額がある場合は、店舗・住宅の枠を外し、予算を振替えて抽選の結果交付待機となった方の高順位の方から繰上げ交付を行います。）

## 8. 申請方法

●申込み（エントリー）は、下記 9 の①「狭山市店舗・住宅改修工事費補助金申請書」に②、③を添付（店舗併用住宅の改修の場合は⑦も必要）の上、募集期間内に提出（郵送可）してください。

●申込みが予算枠を超えた場合は、抽選で交付対象者を決定します。

※申込みが予算枠を超えた場合、令和 4 年度に交付決定となった方（交付決定後に申請取下げをした方も含む）は、あらかじめ交付対象順位の低位（交付対象待機者）とさせていただきます。

※申込みが予算枠内の場合は、申込みの方全員が交付対象者となります。

●交付対象となった方には本申請手続きの案内を、交付対象待機者となった方にはその旨を連絡いたします。

●交付対象者の決定後、本申請手続きを、5 月 11 日から 5 月 23 日の期間に行ってください。本申請には、エントリー時に提出したもの以外の下記 9 の書類の添付が必要となります。

●交付対象待機者の方が繰り上げで交付対象者となる場合は追って連絡となります。本申請手続きに必要なとなる④改修工事前の写真は事前に準備しておいてください。

※募集期間延長の場合は、随時申請受付となります。

□提出先 狭山市役所環境経済部 商業観光課（庁舎 2 階） 狭山市入間川 1-23-5  
TEL：04-2937-7538（直通）

## 9. 申込みに必要な書類

①□狭山市店舗・住宅改修工事費補助金交付申請書（住宅→様式 1-1）（店舗・空き店舗→様式 1-2）

②□店舗・空き店舗の改修の場合は、事業調書（様式 2）※店舗については営業内容が分かる書類を添付

③□工事内訳のある改修工事見積書

④□改修箇所がわかる改修工事前の現場写真

⑤□住民票（申請者個人、続柄・本籍記載なし）（市役所 1 階証明書交付窓口：有料）

⑥□法人の場合は登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項証明書）

⑦□令和 5 年度課税資産（土地・家屋）明細書の写し、又は家屋物件所在証明書

※課税資産（土地・家屋）明細書は、納税通知書に記載、若しくは添付されています。（紛失の場合は再発行できます。）賃借物件の場合は、家屋物件所在証明書を市役所 1 階資産税課で取得ください。（有料）

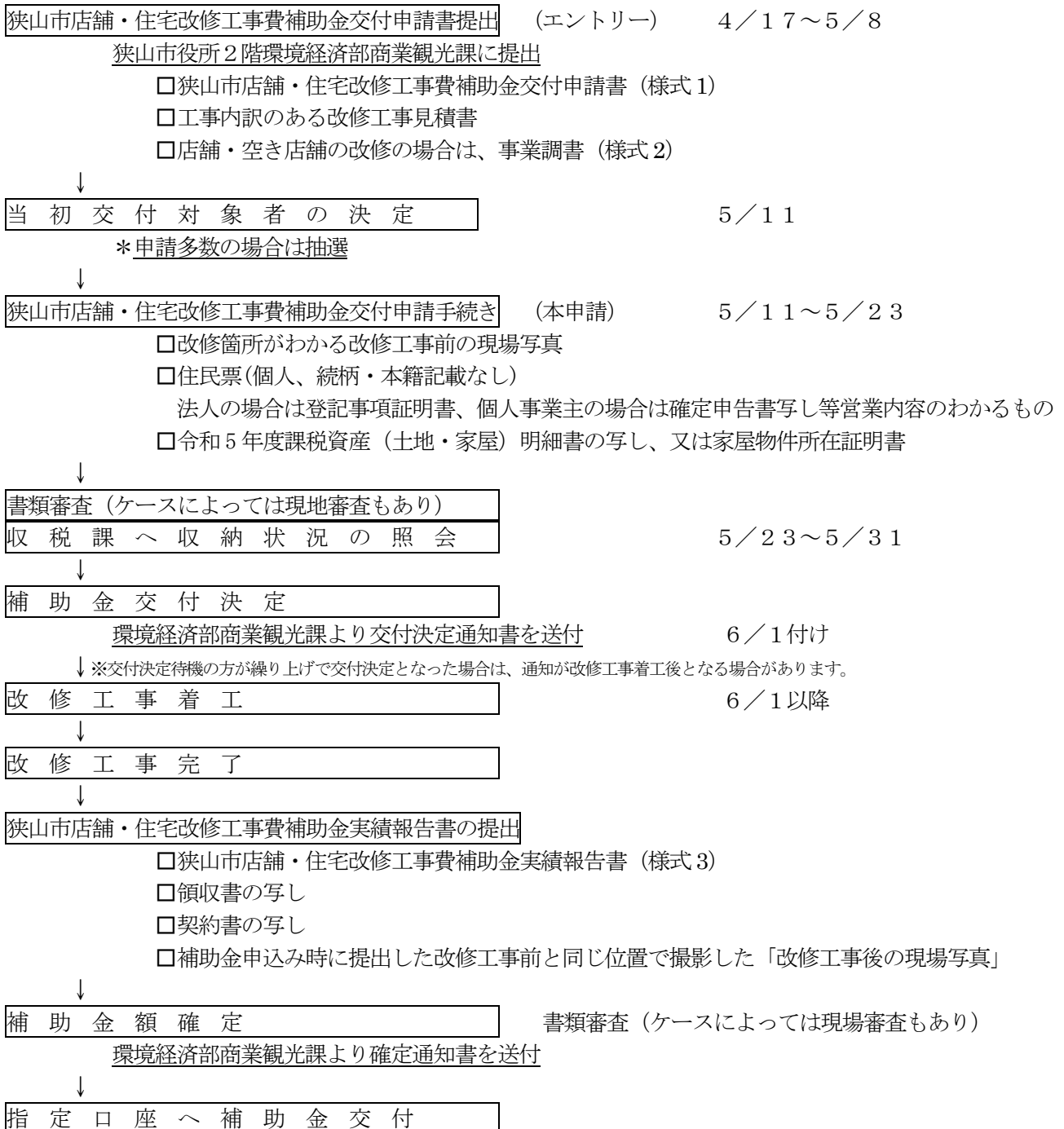
なお、申請者とならない住宅・店舗の所有者又は、申請者とならない店舗の営業者がいる場合は、承諾書が必要となります。また、本申請手続きの際に、同居の親族を除く本人以外の方が代理で手続きをされる場合は、本人の委任状が必要です。

## 10. 工事完了の報告

補助金の交付決定を受けられた方は、改修工事が完了した日から1ヶ月以内、又は2024年3月31日のどちらか早い日に、次の書類を添えて補助金実績報告書を提出してください。

- 狭山市店舗・住宅改修工事費補助金実績報告書（様式3）
- 改修工事領収書の写し
- 契約書の写し
- 補助金申込時に提出した改修工事前と同位置で撮影した改修工事後の現場写真
- 申請時の工事期間から、工事期間が2ヶ月以上遅れる場合は、「補助金申請変更届」を提出ください。
- 申請を取り下げる場合は、「補助金申請取下書」を提出ください。（すみやかに連絡をお願いいたします。）

### 補助金申込みから受け取りまでのフロー



## 補助金交付の対象となる工事

No.	改修の内容	備考
1	浴室、キッチン、洗面室及びトイレの改修	バスタブ、キッチン、洗面台、トイレの敷設や交換だけの場合は対象外 内壁や床の改修工事に付随したものであれば対象 既存の浴室を改造してユニットバスを設置する場合は対象
2	屋根の葺替、塗装及び防水工事	
3	部屋の間仕切りの変更工事	
4	外壁の張替や塗装工事	軒天井、破風板及び鼻隠しも対象
5	床、壁、窓、天井及び屋根の断熱改修工事	窓の場合、内壁や外壁工事に付随したものであれば対象 単独の取替えや二重窓の設置のみである場合は対象外
6	床材、内壁材及び天井材の張替や塗装等の内装工事	床はフローリング、カーペット等 床暖房(ガスや電気式)工事も対象 内装工事と併せて行う室内カーテン・ブラインドの取替えや新設は対象
7	襖紙及び障子紙の張替や畳の取替え	部屋全体のリフォームの中で行われるものであること
8	建具及び開口部(扉、ドア、窓、網戸等)の取替えや新設工事	内壁や外壁工事に付随したものであれば対象 単独の取替えのみである場合は対象外
9	雨どい、手すり、縁側、ベランダ等の取替えや修理	屋根及び外壁工事に付随したものであれば対象 新設の場合は対象外
10	造り付け収納家具の設置	部屋全体のリフォームの中で行われるものであり、造作大工工事が伴うものに限り対象
11	エアコン、給湯器、照明器具等の取替え	新設は対象外、取替えについては、内壁や外壁工事に付随したものであれば対象
12	バリアフリー改修工事(段差解消、廊下幅の拡張など)	市で行っている他の助成制度を利用していない場合は対象とする。但し、手すりの取り付けだけ等、敷設工事のみの場合は対象外
13	耐震改修工事(屋根の軽量化、壁補強及び基礎補強など)	市で行っている他の助成制度を利用していない場合は対象
14	空き店舗を貸出すために、住宅と店舗の共有部分の分離に必要な改修工事	建物の内外装の改修と附帯工事が対象
15	リフォーム工事に伴う給排水衛生工事、換気設備工事、電気設備工事、ガス設備工事等	市で行っている他の助成制度を利用していない場合は対象